

令和8年度



子育て世帯住宅取得支援事業

中央市で新生活を始める新婚世帯および子育て世帯（夫婦の合計所得が500万円未満の世帯、18歳以下の子を扶養している世帯※1に限る）に対して、住宅取得費用などの一部を補助します。

※1 妊娠中も含む。



★**新婚世帯** …令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した世帯で、世帯所得が500万円未満、夫婦ともに婚姻日時点で39歳以下、18歳以下の子を扶養している世帯

★**子育て世帯**…令和3年4月1日から令和7年12月31日までに婚姻した世帯で、世帯所得が500万円未満、夫婦ともに婚姻日時点で39歳以下、18歳以下の子を扶養している世帯

世帯区分		補助の内容	上限金額
新婚世帯		・中古住宅の取得に係る住宅取得費用、住宅リフォーム費用および引越し費用 ※2	30万円
子育て世帯	夫婦ともに 29歳以下	・新築住宅の取得に係る住宅取得費用および引越し費用	60万円
		・中古住宅の取得に係る住宅取得費用、住宅リフォーム費用および引越し費用	90万円
	夫婦ともに 30歳以上 39歳以下	・新築住宅の取得に係る住宅取得費用および引越し費用	30万円
		・中古住宅の取得に係る住宅取得費用、住宅リフォーム費用および引越し費用	60万円

※2 新婚世帯の場合は、「中央市結婚新生活支援事業」についても該当します。

対象世帯

対象費用

- ・上記、「新婚世帯」「子育て世帯」に該当する世帯
- ・夫婦いずれかの住所が中央市にあること
- ・5年以上中央市に継続して居住する意思があること
- ・市税を滞納していないこと
- ※その他詳細な要件があります。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

※その他詳細な条件があります。

申請方法

1. 電話（政策秘書課：055-274-8512）で事前審査日（対面）の予約をする。
事前審査は令和9年2月末までに済ませるようご協力ください。
2. 予約した日時に、政策秘書課窓口で事前審査を受ける。
3. 事前審査後、交付申請に必要な書類を受け取る。
4. 令和9年3月31日までに申請書類を政策秘書課へ窓口で提出する。

お問い合わせ先：中央市役所 未来戦略部 政策秘書課 055-274-8512